

社会福祉法人あすなろ会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ会（以下「当法人」という。）定款第11条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員（理事長、専務理事、常務理事、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、国、県及び市町村を退職した者には、退職手当は支給しない。
- 3 当法人の職員を兼ねる理事及びその他の理事については、報酬を支給する。ただし、当法人の職員を兼ねる理事が、理事会及び評議員会等に出席する場合は、出席にかかる日額報酬は支給しない。
- 4 監事については、報酬を支給する。ただし、監事が、理事会及び評議員会以外の日において、当法人及び当法人の施設の監査指導等の業務にあたった場合の監査報酬は、別に定める額を支給する。
- 5 評議員については、報酬を支給する。
- 6 理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員については、報酬を支給する。

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、評議員会の決議により定められた次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員等の報酬については、別表第1号に定める額とする。
- (2) 監事の監査報酬については、別表第2号に定める額とする。
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の賞与については、別表第3号に定める算式により算出される額とする。
- (4) 理事長、専務理事及び常務理事の退職手当には、別表第4号に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内

2 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、必要の都度、支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成29年6月23日から施行する。

この規程は令和元年6月26日から施行する。

この規程は令和2年12月1日から施行する。

別表第1号 役員等の報酬

職名	報酬の額
理事長	月額 540千円
専務理事	月額 445千円
常務理事	月額 435千円
職員兼務理事	月額 60千円
理事	日額 10,000円
監事	日額 10,000円
評議員	日額 10,000円
各種委員等	日額 10,000円

別表第2号 監事の監査報酬

職名	報酬の額
監事	日額 20,000円

* 監事の監査指導・監査業務に対する報酬

別表第3号 理事長、専務理事及び常務理事の賞与

区分	賞与の額
6月の賞与	月額報酬×2.0か月分
12月の賞与	月額報酬×1.7か月分

別表第4号 理事長、専務理事及び常務理事の退職手当

退職手当の算定式
最終報酬月額×在任年数×係数

* 在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

* 係数は、理事会で決定する。